

平成 21 年度 現職教育研修講座 実施要項

- 1 講座番号及び名称 2523 小学校 できる喜びを実感させる体育科基礎講座
- 器械運動の指導の基礎を学ぼう -
- 2 概要 小学校における器械運動の指導では、子どもたちに「できる」という喜びをどのように持たせるかが大切です。
この講座では、講義と実習を交互に組み合わせながら、子どもたちが自ら器械運動を楽しもうとする意欲を引き出せる指導方法を研修します。
- 3 ねらい (1) 子どもの発達段階と運動能力を考慮した器械運動の基礎理論が理解できます。
(2) 安全に配慮した器械運動の指導について理解できます。
(3) 子どもたちにできる喜びを実感させるマット、鉄棒、跳び箱運動の指導の基礎が習得できます。
- 4 対象 小学校及び特別支援学校（小学部）の教員
- 5 人数 20 名（募集数）
- 6 期間 平成 21 年 8 月 18 日（火）～ 8 月 19 日（水） （1泊2日）
- 7 場所 兵庫教育大学
〒673-1494 加東市下久米 942-1
TEL 0795-44-2053
- 8 内容 別紙日程表のとおり
- 9 その他 (1) この要項に定めるものの外は、すでに各校に配布している「受講者募集のしおり」を参照してください。なお、気象警報（大雨、洪水、大雪、暴風等）が、研修会場所在地又は在勤地に発令されている場合の受講については、所属長の指示に従ってください。詳細については「受講者募集のしおり」（91 ページ）あるいは、当所のホームページをご覧ください。
<http://www.hyogo-c.ed.jp/kenshusho/>
(2) 連絡先
県立教育研修所
〒673-1421 加東市山国 2006-107
TEL 0795-42-3101（ダイヤル） 企画調査課）
FAX 0795-42-5393
(3) 携行品・提出物等
ア 印鑑、筆記用具、宿泊用具
イ 旅行命令通知書（県立教育研修所のホームページからダウンロードしてください。市町組合立小・中・特別支援学校の県費負担教職員のみ。ただし、初任者研修及び 10 年経験者研修の校外研修として受講する場合は不要）
ウ 運動に適した服装、体育館シューズ（底が薄いもの）、タオル、飲料水を用意してください。また、講義会場及び控室として使用する院生学部演習室は上履きが必要ですので、スリッパ等を用意してください。
(4) 食事について
ア 昼食は両日とも各自で用意してください。（大学の食堂が利用できます）
イ 朝食及び夕食代（1,200 円）は当日受付で徴収します。
特別な事情（食餌療法等）で、食事に配慮が必要な場合は、前々日までに講座担当課まで申し出てください。
(5) 研修は兵庫教育大学で実施し、県立教育研修所で宿泊します。
(6) 駐車場について
兵庫教育大学芸術棟北側の駐車場（別紙参照）が利用可能です。

平成 21 年度 2523 小学校 できる喜びを実感させる体育科基礎講座 日程表

(場所：兵庫教育大学)

月日	時間	研修内容	講師・助言者等	室
8 月 18 日 (火)	9:15	受付		体育棟 1 階 玄関
	9:35			
	9:40	開講式 オリエンテーション	県立教育研修所指導主事	体育棟 1 階 院生学部 演習室
	9:55			
	10:00	講義 器械運動の基礎理論について ・子どもの発達段階と運動能力について	兵庫教育大学大学院 教授 松下 健二	
	12:00			
	13:00	講義・実習 器械運動の指導の工夫 ・安全な活動のための準備 ・マットを使った運動遊び ・マット運動	兵庫教育大学大学院 教授 松下 健二 県立教育研修所指導主事	体育館
15:50				
16:00	協議 できる喜びを実感させる授業づくり - 自校での取組と課題解決の工夫 -		体育棟 1 階 院生学部 演習室	
17:00				
8 月 19 日 (水)	9:00	講義・実習 器械運動の指導の工夫 ・鉄棒を使った運動遊び ・鉄棒運動	兵庫教育大学大学院 教授 松下 健二 県立教育研修所指導主事	体育館
	12:00			
	13:00	講義・実習 器械運動の指導の工夫 ・跳び箱を使った運動遊び ・跳び箱運動		
	15:50			
	16:00	閉講式	県立教育研修所指導主事	体育棟 1 階 院生学部 演習室
16:20				

兵庫教育大学 周辺地図 (研修受講者駐車場)



様式5 (市町組合立小・中・特別支援学校用)

講座番号	受講番号
------	------

- 1 旅費支給手続上、必ず『講座の1週間前まで』に、旅行命令通知書を、**教育研修所にFAX**し、原本は当日持参してください。(FAX 0795-42-5393)
- 2 初任者研修及び10年経験者研修の校外研修に位置づける場合は、教育事務所の指示に従ってください。教育研修所への提出は不要です。
なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- 3 県立学校・市立高等学校の教職員については、旅行命令通知書の提出は不要です。

旅行命令通知書

平成 年 月 日

県立教育研修所長 様

学校名 _____
校長名 _____

職 印

下記のとおり旅行命令したことを通知します。
記

氏 名 _____
 自宅住所 (フリガナ) _____
 〒 _____
 職務の級 中・小教育職、高校教育職、行政職 _____ 級
 旅行命令期間 平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで 日間
 用 務 _____ 講座 受講

旅行命令簿抜粋

旅行命令簿の内容を 転記してください。	在勤庁 () ・ 自宅 ()	
	調整対象区間 ()	
	用 務 先	備 考
	在勤庁 ・ 自宅	旅費の調整基準適用 在勤地内 ()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗	

用務先の在勤庁・自宅は非該当を二重線で消してください。
備考欄は、該当する項目に を記入し、その他必要事項があれば適宜記入してください。

直行・直帰等の考え方については、「教育委員会事務局等職員及び学校職員の旅費の調整基準の改正について(通知)」(平成20年3月26日付け教総1767号、教教3560号)によってください。

旅 費 振 込 先

本人口座名義 (カタカナで記入) _____
 金融機関名 (金融機関コード) _____ 銀行・信用金庫・信用組合 _____ 本店・支店
 () JA・その他 () () 支所・出張所
 預金種別 普通・その他 () 口座番号 _____

- (注) 1 ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関用の口座番号を記入してください。
 2 口座名義・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号は通帳等で確認してください。
 3 該当するところに をつけてください。
 4 金融機関コードがわからない場合は、空欄で結構です。

<<記入例>>

(市町組合立小・中・特別支援学校用)

講座番号	6431	受講番号
------	------	------

- 1 旅費支給手続上、必ず『講座の1週間前まで』に、旅行命令通知書を、教育研修所にFAXし、原本は当日持参してください。(FAX 0795-42-5393)
- 2 初任者研修及び10年経験者研修の校外研修に位置づける場合は、教育事務所の指示に従ってください。教育研修所への提出は不要です。
なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- 3 県立学校・市立高等学校の教職員については、旅行命令通知書の提出は不要です。

旅行命令通知書

平成21年 6月 日

県立教育研修所長 様

学校名 三木市立 小学校

校長名 勉学 太郎

職
印

下記のとおり旅行命令したことを通知します。

記

氏名	研修 花子
自宅住所	(フリガナ) ケンシユウ ハナコ 〒 651-2213 神戸市西区押部谷町 -
職務の級	中・小教育職、高校教育職、行政職 2 級
旅行命令期間	平成21年 7月7日 から平成21年 7月8日 まで 2 日間
用務	小・中学校 教育経営 講座 受講

旅行命令簿抜粋	在勤庁 (三木市A) ・ 自宅 (神戸市西区) 調整対象区間 (神鉄 押部谷~三木)
旅行命令簿の内容を 転記してください。	用務先 備考 在勤庁 ・ 自宅 神鉄 押部谷駅~三木駅~教育研修所
	県立教育研修所 旅費の調整基準適用 在勤地内()
	在勤庁 ・ 自宅 私有自動車使用 私有自動車同乗

用務先の在勤庁・自宅は非該当を二重線で消してください。

備考欄は、該当する項目に を記入し、その他必要事項があれば適宜記入してください。

直行・直帰等の考え方については、「教育委員会事務局等職員及び学校職員の旅費の調整基準の改正について(通知)」(平成20年3月26日付け教総1767号、教教3560号)によってください。

旅費振込先

本人口座名義 (カタカナで記入)	ケンシユウ ハナコ
金融機関名 (金融機関コード)	(1234) 銀行 信用金庫・信用組合 JA・その他() (567) 本店・支店 支所・出張所
預金種別	普通・その他() 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

- (注) 1 ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関用の口座番号を記入してください。
2 口座名義・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号は通帳等で確認してください。
3 該当するところに をつけてください。
4 金融機関コードがわからない場合は、空欄で結構です。

<< 記 入 例 >>

旅行命令簿の記入例

(ケース1)
自宅から私用自動車の場合
かつ、研修会場が
研修所以外の場合
【地区別研修等】

用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	自宅～県立考古博物館
県立考古博物館	旅費の調整基準適用
	在勤地内()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

(ケース2)
私用自動車の場合
で、在勤庁に戻る
場合
【直行のみ】

用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	自宅～教育研修所～職場
県立教育研修所	旅費の調整基準適用
	在勤地内()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

(ケース3)
特定の場所に集合
し、乗り合わせて
移動する場合

用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	J R 相生駅～(通勤認定経路)～J R 姫路駅～ (私用自動車に同乗)～教育研修所(復路も同 じ)
県立教育研修所	旅費の調整基準適用
	在勤地内()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

(ケース4)
公務都合により通
所を認めた場合

用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	三木市～教育研修所(日々帰庁)
県立教育研修所	旅費の調整基準適用
	在勤地内()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

通所については事前に、講座担当者に申し出て、手続きを行ってください。